

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の概要

【平成19年4月1日施行】

紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的として、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続（民間事業者が行う調停、あっせん等）の業務に関し、法務大臣による認証の制度を設け、併せて、時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図る。

第1 基本理念等

裁判外紛争解決手続に関し、その基本理念（公正かつ適正な実施等）及び国等の責務（国民の理解の増進等）について定める。

第2 民間紛争解決手続の業務の認証制度

1 認証

(1) 意義

調停、あっせん等の和解の仲介の業務を行う民間事業者は、その業務について、申請により、適正性を確保するために法律で定める一定の基準・要件に適合するときに、法務大臣の認証を受けることができる。

(2) 認証の基準・要件等

取り扱う紛争の範囲に応じて適切な手続実施者（調停人等）を選任するための方法、弁護士でない者が手続実施者となる場合の弁護士の関与に関する措置等を定めていること等、その業務が法定の基準に適合すること。

の業務を行うのに必要な知識・能力、経理的基礎を有すること。

暴力団員である等一定の事由に該当する者は、認証を受けることができない。

2 認証を受けた手続の利用に係る特例等

(1) 認証紛争解決手続の利用に関し、所定の要件の下に時効中断効及び訴訟手続の中止を認めるとともに、調停の前置に関する特例を設ける。

(2) 認証紛争解決事業者（手続実施者を含む。）は、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

3 報告等

(1) 認証紛争解決事業者は、事業年度ごとに事業報告書等を作成し、法務大臣に提出しなければならない。

(2) 認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するため、法務大臣は、一定の要件の下で認証紛争解決事業者に対し、報告徴求、立入検査、必要な措置の勧告・命令をすることができるほか、認証の基準・要件を満たさなくなった場合等には認証を取り消すことができる。

4 利用者への選択の目安の提供

(1) 認証紛争解決事業者は、認証を受けている旨及び業務に関する一定の事項を事務所に掲示しなければならない。

(2) 法務大臣は、認証紛争解決手続の業務に関する情報を広く提供するため、インターネット等を利用してこれらの情報を公表することができる。